

会 議 録

会 議 名	令和6年度第3回東松山市地域福祉計画策定委員会・東松山市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議					
開 催 日 時	令和6年10月31日（木）			開 会	午後2時00分	
				閉 会	午後4時12分	
開 催 場 所	東松山市総合会館 4階多目的ホールB					
会 議 次 第	1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 委員紹介 5 役員選任 6 議事 (1)第三次東松山市地域福祉計画の策定について ・施策の体系・基本目標と施策の展開・計画の推進体制について ・東松山市地域福祉計画に内包する計画について (2)第三次東松山市地域福祉活動計画の策定について 7 その他 8 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数	1 人		
非公開の理由 (非公開の場合)	/					
参加者出欠状況	委員長	稲葉一洋	出席	委員	福田千賀雄	出席
	委員	戸森健治	出席	委員	須藤博一	出席
	委員	松永政子	欠席	委員	金杉明	出席
	委員	高谷あすか	出席	委員	浅岡倫子	出席
	委員	奥村一彦	欠席	委員	田嶋靖洋	出席
	健康福祉部 次長 山口勉			社会福祉課長 荻野裕		

	社会福祉課副課長 忽滑谷陽一	社会福祉課主査 福島朋和
	社会福祉課主任 岡安睦実	人権市民相談課長 松崎一祐
	東松山市社会福祉協議会 次長 澤井太二郎	東松山市社会福祉協議会 地域福祉課副課長 内藤高子
	東松山市社会福祉協議会 地域福祉課係長 神田満紀子	
	一財) 日本開発構想研究所 都市・地域研究部担当部長 長島有公子	一財) 日本開発構想研究所 研究員 大橋俊平
次 第	顛	末
1 開 会	(事務局開会宣言)	
2 委嘱状交付	(委嘱状交付)	
3 あいさつ	(山口副市長・金子社会福祉協議会会長あいさつ)	
4 委員紹介	— 委員紹介 —	
	— 事務局紹介 —	
5 役員選任 荻野課長	<p>策定委員会の委員長選任に移りたいと思います。東松山市地域福祉計画策定委員会条例第5条の規定により「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」となっております。つきまして、このことに関して、御意見のある方はいらっしゃいますか。意見がないようですので事務局案としまして、引き続き稲葉委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>御意見がなければ、拍手をもって承認とさせていただきます。</p> <p>(拍手)</p>	
荻野課長	ありがとうございました。それでは、策定委員会の委員長は、稲葉一	

	<p>洋様にお願いすることとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、東松山市地域福祉活動計画策定委員会設置規定第3条第2項により、地域福祉活動計画策定委員会の委員長も兼ねていただくこととなりますので、御承知おき下さい。稲葉委員長におかれましては、お席の移動をお願いいたします。</p> <p>(席の移動)</p>
荻野課長	<p>それではここで、稲葉委員長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
稲葉委員長	<p>— 稲葉委員長挨拶 —</p>
荻野課長	<p>ありがとうございました。続きまして、東松山市地域福祉計画策定委員会条例及び地域福祉活動計画策定委員会設置規程第5条第3項により「委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」との規定がありますので、委員長の職務代理の指名を稲葉委員長からお願い申し上げます。</p>
稲葉委員長	<p>金杉委員にお願いしたいと思います。</p>
荻野課長	<p>金杉委員におかれましては、お席の移動をお願いいたします。</p> <p>(席の移動)</p>
荻野課長	<p>会議録の作成にあたり、出席委員2人の署名をお願いすることになります。名簿順ということで、本日の会議録につきましては、福田委員と戸森委員にお願いしたいと思います。後日、御署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。事務局よりお願いします。</p>
忽滑谷副課長	<p>— 資料確認 —</p>
6 議題	

荻野課長	<p>それでは、「議事」に移らせていただきます。議事につきましては、策定委員会条例により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、稲葉委員長にお願いいたします。</p>
稲葉委員長	<p>それでは、議事に入る前に確認事項がございます。</p> <p>東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では公開・非公開の決定を会に諮って決めることになっております。公開の場合傍聴希望者がいらっしゃれば、傍聴いただくこととなります。</p> <p>事務局にお聞きします。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
忽滑谷副課長	<p>傍聴の申込みは1名です。</p>
稲葉委員長	<p>傍聴を許可することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
稲葉委員長	<p>それでは、傍聴の許可をします。事務局は、申込みをいただいた方を入室させてください。それでは、本日の会議を公開とし、議事に移ります。</p> <p>まず初めに(1)第三次東松山市地域福祉計画の策定について事務局から説明をお願いします。</p>
福島主査	<p>ー第三次東松山市地域福祉計画(施策の体系、基本目標と施策の展開、計画の推進体制)について説明ー</p>
稲葉委員長	<p>事務局から、施策の体系、基本目標と施策の展開、計画の推進体制について説明がありましたが、ご意見はありますか。</p>
福田委員	<p>資料1の4ページに記載されている「内閣府が実施するつながりサポーター養成講座」とはどのようなものなのでしょうか。5ページの「生活保護に至る手前の人を対象に、支援プランを協議する支援調整会議」の構成はどのようになっているのか、また、6ページの「虐待防止に関する研修等」の対象者はどのようになっているのか教えてください。</p>

<p>福島主査</p>	<p>「つながりサポーター養成講座」は、市の職員、地域の皆さまを対象として、国から市町村に講師を派遣し、孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする人を養成する講座です。</p> <p>「支援調整会議」は、生活困窮者自立支援制度の中に位置付けられている会議体であり、生活困窮者自立支援制度に関わっている市の職員のほか、委託事業者、その他、対象となる人の課題に応じて流動的なメンバーで構成しています。</p> <p>「虐待防止に関する研修等」については、一例として、子育ての分野においては保護者を対象にした研修講座を行っています。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>4ページの国や県での「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」とはどのような組織なのでしょうか。</p>
<p>福島主査</p>	<p>「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」については、行政や社会福祉法人、あわせて一般企業もメンバーとして、内閣府が所管している会議体ではありますが、厚生労働省等、様々な分野からのメンバーが集まった会議体として設置されています。</p>
<p>稲葉委員長</p>	<p>1つ目の確認事項として、施策の方向性について、これまでの計画を踏まえつつ関係部局と調整を図った結果として整理していただいたが、方向性としては問題ないと思います。しかし、その取組の進め方に工夫、また働きかけが必要だというご指摘がありました。</p>
<p>金杉委員</p>	<p>今回は、基本目標4についての施策の展開のみ説明をし、基本目標1・2・3については次回に説明するということですが、なぜそのようなかたちでの説明になったのか。</p>
<p>福島主査</p>	<p>本来であれば、順番に基本目標1から説明をするのが良いと思いますが、今回の策定委員会で基本目標4のみを抜粋したのは、次に説明する内包する計画を基本目標4の部分に位置付けていることによります。</p>
<p>稲葉委員長</p>	<p>基本目標1から3についての中身に触れていない中で、基本目標と施</p>

	<p>策の展開については、今回は仮決定ということとし、最終的な決定は次回とします。</p> <p>次に、推進体制について、資料1の8ページで、自己点検・評価を地域福祉に関する会議体などを活用し、対面による意見交換を基本とすると思いますが、どのような会議体でしょうか。</p>
福島主査	<p>本日も開催している策定委員会もその一つではありますが、地域福祉に関連する会議体として東松山市地域福祉計画庁内連携会議を設置しています。事業の進捗管理については、庁内連携会議において各課にヒアリングを実施し、その結果を事務局で整理し、この策定委員会で議論を深めるというやり方を考えています。地域福祉計画策定委員会の開催回数については、年2回程度を想定しています。</p>
稲葉委員長	<p>社会福祉課だけではなく地域福祉に関わる横断的な部局が参加して議論を行った結果を、外部委員会である地域福祉計画策定委員会にかけるということで、よろしいでしょうか。</p>
福島主査	<p>はい。</p>
稲葉委員長	<p>東松山市が目指す地域福祉の姿を最初に掲げていることは良い点だと思います。地域福祉計画は、県域、比企圏域があり、市内だけでいいますと市全域、福祉圏域、小地域があり、重層的に取り組まないと地域福祉は上手くいきません。基本目標の中で圏域に触れている所があまりみられないため、重層的な仕組みのなかで地域福祉を進めていくことが大切になります。また、目指す姿を実現するためには、住民や民生委員、地域の事業者や団体が参加、協力して計画を推進していく、いろいろなつながりや連携により包括的な支援体制を作っていくということを項目として計画のなかに入れ込んでいただきたい。</p>
須藤委員	<p>第5章の計画の推進体制のなかで、2、関係機関等との連携とありますが、地域や関係機関との連携について具体的な部分を教えてください。</p>
福島主査	<p>地域との連携については、団体ヒアリングやアンケート調査等でも意</p>

	見をいただいているところですので、その意見等を整理したうえで、基本目標 1 の中で具体的な内容を次回策定委員会でお示しできればと思っています。
稲葉委員長	次に東松山市地域福祉計画に内包する計画について、事務局から説明をお願いします。
松崎課長 忽滑谷副課長	<ul style="list-style-type: none"> － 事務局から再犯防止推進計画について説明 － － 事務局から成年後見制度利用促進基本計画について説明 －
稲葉委員長	地域福祉計画に内包する計画として、再犯防止推進計画と成年後見制度利用促進基本計画の説明があったわけですが、他自治体においても地域の理解や自主的な取組、地域の対象者を受け入れていく様な地域づくりに含めて捉えるべきだということで、地域福祉計画に内包していると思うのですが、いかがでしょうか。
戸森委員	「内包」という言葉を使っている理由を教えてください。また、再犯防止推進計画について、計画策定の趣旨で、「犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰ができ、安全で安心して暮らせる社会を実現するため」とありますが、犯罪をした人等が社会復帰して「安全」に暮らせるというよりは、「安心」に暮らせるというほうが良いと思うので、「安全」という言葉は不要ではないでしょうか。あわせて、なぜ今回の第三次計画から入れることになったのでしょうか。
松崎課長	<p>「内包」という言葉については、国が定めている再犯防止推進計画の策定の手引きにおいて、地域福祉計画等に内包した形での策定を行うという旨が示されていることから、そのままの文言を使っています。</p> <p>次に、「安全で安心して暮らせる社会を実現するため」という文章のうち「安全」という言葉については、ご意見いただいたとおり削除します。</p> <p>再犯防止推進計画については、令和 3 年に埼玉県再犯防止計画が策定され、その後に県内各市町村で策定が進められてきた経緯があります。第二次東松山市地域福祉計画は令和 2 年度からが計画年度のため、現行の計画には入れ込むことが難しかったということです。また、犯罪をし</p>

	<p>た人たちが地域社会で安心して暮らしていくためには、仕事の面なども含め様々な支援が必要です。いままでも地域の方々の力を借りながら支援してきたという経緯はありますが、それをさらに進めていきたいと考えて、改めて計画を策定しました。</p>
稲葉委員長	<p>それでは、他にご意見がございませんでしたら、事務局からの説明があったとおり、再犯防止推進計画と成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画に内包するかたちで進めていくこととします。</p>
稲葉委員長	<p>議題（２）第三次東松山市地域福祉活動計画の策定について事務局より説明をお願いします。</p>
社会福祉協議会 澤井次長	<p>－ 事務局から説明 －</p>
稲葉委員長	<p>それでは、第三次東松山市地域福祉活動計画について、ご意見ご質問はございますでしょうか。</p>
須藤委員	<p>３８ページ、施策の体系で、小地域活動の推進とありますが、これは新たに何かを推進していくのかどうか教えてください。</p>
社会福祉協議会 澤井次長	<p>４０ページの現状と課題にあるとおり、小地域福祉活動とは、地域に住む人々が協力して、地域の中で安心して暮らせる環境作りを目指す取組とし、市内７地区での社協支部の取組や地域福祉コーディネーターを配置しながら進める地域の様々な方々との連携による取組を進めていければと考えています。</p>
須藤委員	<p>小地域というのは７地区という単位ではなく、もう少し小さい自治会単位での取組についても考えていく必要があるかと思います。</p>
福田委員	<p>２７ページの基本目標４の（５）地域で暮らしを支える権利擁護体制の充実について、中核機関移行に向けた体制づくりとはどのようなものか教えてください。</p>

<p>社会福祉協議会 内藤副課長</p>	<p>中核機関というのは、成年後見制度、権利擁護体制に関しての中核機関ということで、今も進めているものになります。社会福祉協議会では、成年後見センターの運営委託を受けているのですが、さらにその権利擁護体制を強化するというなかで、中核機関として位置付けられました。大きく変わった点は、令和6年度から市民後見人の育成、権利擁護の担い手を育てていく取組を始めたことです。今後は、さらにその機能を強化し、地域の権利擁護のネットワークを構築するような取組を進めていくこととなります。</p>
<p>戸森委員</p>	<p>これからの何年間は、社会の課題が増えていき非常に厳しい時代になると思っています。そのなかで色々なかたちの連携、それぞれの地域でそれぞれの団体が独自にマネジメントしてやっていかなければならないと考えています。今後、地域の担い手も高齢化して極端に減ってくるなかでは、地域の皆さんが共通認識を持って、自治会やPTA、民生児童委員等も協力して地域のまちづくりに着手していかないとと思っています。</p>
<p>金杉委員</p>	<p>地域福祉の推進にあたっては、理念にも書かれていますが、地域住民に対して負担をお願いするというかたちになります。少子高齢化が進む社会のなかで、今のかたちが続けば良いと思う部分もありますが、これから何年か先を考えていくと、自分たちで負担をしてもらうという考え方も必要なのではないかと考えています。共助、公助のなかでの考え方もありますが、現実的なものの形として計画を進めていくことも必要なのではと思っています。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>シニアクラブの認知度は高くない状況ですが、地域の健康や親睦、助け合いということを旗印として活動しており、地域福祉のなかでの共助として役立っていると思っています。活動計画の第4章でも地域福祉の役割を担う主体として、シニアクラブを掲載していただくと活動の励みになると思うのでお願いします。</p>
<p>高谷委員</p>	<p>各地区の状況や地区別プランの掲載にあたって、自分が住んでいる場所がどの地区なのか分かるようにしていただけると良いかと思えます。もし文言で入らなかったら視覚的に、市を圏域ごとに分けた地図を掲載</p>

	<p>すれば分かりやすくなるかと思います。</p> <p>今後、高齢化、人口減少が進み、地域住民同士の助け合いなども必要となってくるなかで、孤立を愛し、他人に干渉されたくない人が増えてきていると思います。そういう人たちが高齢者になったとき、急に協力しましょうといってもなかなか上手くいくものではないと思います。地域に目を向けるということ、若いうちからどのように育てていくのか、蒔いた種が芽を出すには時間がかかるので、子どものうちから学校でそういう機会に取り組む機会を設けることが大事なのかなと思いました。</p>
<p>稲葉委員長</p>	<p>社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画について、第2章に課題の整理がされていますが、ここでは地域福祉活動計画を作る上での課題を記載する必要があります。ここで第三次計画の基本目標である「つながる」「支え合う」などが出てくると順番的に問題があり、地域活動を進める上での課題を整理すべきかと思います。第3章の計画の基本的な考え方で、基本目標の次に記載されている重点取組については、活動内容を計画期間である5年間のなかで、具体的にどのような方法で進めるのかを記載する必要があります。現状では一般的なことしか書かれておらず、点検評価も難しい。誰がやるのかといったことも記載すべきであると思います。また、東松山市は7つの地区で地区別プランを立てて計画を推進しているわけですが、その意義は何か、これまでどのような活動をしてきたのか、そのようなことをうまく整理したほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>以上で本日予定しておりました議事は終了します。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>
<p>荻野課長</p>	<p>続きまして、7その他について、事務局からご説明します。</p>
<p>忽滑谷副課長</p>	<p>－ 次回会議日程について説明 －</p>
<p>8 閉会</p>	
<p>荻野課長</p>	<p>最後に、閉会の挨拶を山口次長にお願いします。</p> <p>－ 山口次長挨拶 －</p>

